

令和8年2月2日

課名	岡山県美作県民局 地域政策部環境課
担当	杉田、島岡
電話	0868-23-1243

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住所 岡山県久米郡美咲町原田3111番地3
(2) 名称 久米郡森林組合 代表理事 森谷 豊

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和8年2月2日

4 処分理由

被処分者の役員が、法第16条の2（焼却禁止）の規定に違反し、津山簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、令和4年12月6日に確定したことが判明した。

このことにより、被処分者は法第14条の3の2第1項第2号に規定する産業廃棄物処理業の許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第03300186699号）

- (1) 許可年月日 令和3年2月22日（更新）
(2) 許可の有効年月日 令和7年12月24日

※当該有効年月日以前に許可の更新申請があったため、法第14条第3項の規定により、上記処分年月日までの間、当該許可の効力が存続していた。

- (3) 取り扱う産業廃棄物の種類
木くず 以上1種類